

令和2年4月17日

関係各位

国立三瓶青少年交流の家
所長 野津孝明

緊急事態宣言全国拡大に伴う受入れ休止について（通知）

島根県内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことに伴い、当所では令和2年4月11日（土）から4月24日（金）まで、宿泊利用の受入れを休止しているところです。

昨日、4月16日、政府は緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県に拡大し、移動自粛が求められました。

つきましては、下記のとおり全ての利用の受入れを休止することといたします。

利用者の皆様及び関係各位にはご不便をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 緊急事態措置実施期間中における主催事業の中止、及び全ての利用の受入れを休止します。
2. 受入れ休止期間は、令和2年5月6日（水）までとします。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、延長することがあります。
3. 今後の利用者受け入れの再開予定等は、ホームページにてお知らせします。